

第 3 章 高圧ガス製造施設等変更許可申請（第一種製造者）

3.1 必要書類

(1) 内 訳

- ① 高圧ガス製造施設等変更許可申請書（様式第 5 号）
- ② 委任状…代理人による申請の場合（様式第 35 号）
- ③ 高圧ガス製造施設等変更明細書及び添付書類等

(2) 提出部数等

「第 2 章 2.1 (2)」の項を参照

3.2 製造施設等変更明細書の作り方

変更明細書の記載事項は次のとおり。

(1) 製造するガスの種類

変更しようとする施設、設備等に関するガス名を記載する。

（記載例）

液化酸素、酸素ガス及び液化窒素

(2) 変更する内容

変更しようとする施設、設備等の内容を具体的に記載し、変更項目が 2 以上ある場合は、箇条書きに列記する。

（記載例）

1) 既設液化酸素製造設備で製造しているガスを増加するため

蒸発器（能力 100 Nm³/hr 1 基）を 200 Nm³/hr 1 基に取り変える。

2) 既設液化酸素製造設備の他に次の液化窒素製造設備を増設する。

貯槽（C E）： 常用圧力 0.95 MPa、内容積 5,000 ℓ 1 基

蒸発器（空温式）： 常用圧力 0.95 MPa、能力 200 Nm³/hr 1 基

配管： 上記設備に接続する付属配管 1 式

(3) 製造の方法

変更のない場合は、「変更なし」と記載する。

変更のある場合は、「第 2 章 2.2 (3)」の項を参照する。

（記載例）

既設液化酸素製造設備の他に液化窒素貯槽（C E）（常用圧力 0.95 MPa、内容積 5,000 ℓ）1 基を設置し、移動式製造設備により液化窒素を受け入れ、配管で連結した送ガス蒸発器（常用圧力 0.95 MPa、能力 200 Nm³/hr）1 基により気化させ、減圧弁により 0.50 MPa に減圧し、消費配管を通じて工場の置換用ガスとして使用する。

(4) 処理設備の処理能力（小数点第二位を四捨五入）

変更のない場合は「変更なし」と記載し、既設の処理能力を記載する。

変更のある場合は「第 1 章 1.3」の項を参照のうえ計算し、下記のように記載する。

(記載例)

既 設 能 力	〇〇〇. 〇 Nm ³ /日
増 (減) 能 力	〇〇〇. 〇 Nm ³ /日
合 計	〇〇〇. 〇 Nm ³ /日

(注 1) 増 (減) する処理能力 (変更設備の処理能力) の明細書を添付する。

(注 2) 処理能力の合計が 25 万 Nm³/日以上となる場合は参考資料〈4〉『事業所全体の高圧ガス処理設備の合計処理量 (Nm³/日)』を作成する。

(注 3) 処理能力の合算の取扱いは「第 1 章 1.2」の項を参照する。

(5) 最大貯蔵能力 (小数点以下切捨て)

変更のない場合は、「変更なし」と記載する。

変更のある場合は「第 2 章 2.2 (5)」の項を参照のうえ計算し、最大貯蔵能力を記載する。

(記載例)

最大貯蔵能力 〇〇〇 kg

(注) 変更設備 (貯槽、容器等) の貯蔵能力明細書を添付する。

(6) 都市計画法に基づく用途地域の種類

「第 2 章 2.2 (6)」を参照する。

(7) 一般則第 6 条～第 8 条、液石則第 6 条～第 7 条、コンビ則第 5 条～第 5 条の 2 及び第 9 条に定める技術上の基準に対応する事項

「参考資料〈2〉又は〈3〉」のチェック表により技術上の基準に対する対応状況をチェックするとともに、それに対する具体的な措置、又は対応状況を確認できる書面等の添付について記載する。

3.3 添付書類

(1) 機器一覧表

「第 2 章機器一覧表」の項目に該当する場合は、機器一覧表に記載する。

(2) 耐震設計に係る設計条件

「第 2 章 2.3 (2)」の項を参照する。

(3) 警戒標の種類及びその掲示位置

「第 2 章 2.3 (3)」の項を参照する。

(4) 保安物件に対する設備距離

「第 2 章 2.3 (4)」の項を参照する。

(注) 法定距離については添付する製造施設の配置図等に明示する。

- (5) 事業所付近の状況図
「第 2 章 2.3 (5)」の項を参照する。
- (6) 製造施設の配置図（設備距離を示す図面）
「第 2 章 2.3 (6)」の項を参照する。
- (7) 高圧ガス製造設備の配管系統図
「第 2 章 2.3 (7)」の項を参照する。
- (8) 高圧ガス製造設備の配置、配管図（寸法、材質が記載された図面）
「第 2 章 2.3 (8)」の項を参照する。
- (9) 高圧ガス設備及び安全弁等の構造図（機器一覧表(1)(2)(3)(5)(6)(7)に係るもの）
「第 2 章 2.3 (9)」の項を参照する。
- (10) ガス設備の構造図（機器一覧表(1)(2)(3)に係るもの）
- (11) 高圧ガス設備の強度計算書（特定設備、大臣認定品、KHK受検品を除く。）
「第 2 章 2.3 (11)」の項を参照する。
- (12) 安全装置の吹出し量計算書
「第 2 章 2.3 (12)」の項を参照する。
- (13) 耐震設計計算書（耐震設計対象設備のみ）
「第 2 章 2.3 (13)」の項を参照する。
- (14) その他
「第 2 章 2.3 (14)」の項を参照する。

(注) (1)～(3)、(7)～(14)の書類は、変更の内容に該当しない場合は添付の必要はない。

(4)にあっては処理設備及び貯蔵設備に変更がなく、かつ設備距離及び置場距離を自己敷地内で確保している場合は添付の必要はない。